

さいたま市社会福祉法人に対する助成の手続を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年 3 月 30 日

さいたま市長

清水 五 人

さいたま市規則第44号

さいたま市社会福祉法人に対する助成の手続を定める条例施行規則の一部を改正する規則

さいたま市社会福祉法人に対する助成の手続を定める条例施行規則（平成13年さいたま市規則第74号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
様式第2号（第4条関係） 助成決定通知書 [略] さいたま市長 [略]	様式第2号（第4条関係） 助成決定通知書 [略] さいたま市長 <u>印</u> [略]
様式第3号（第4条関係） 助成不適格決定通知書 [略] さいたま市長 [略]	様式第3号（第4条関係） 助成不適格決定通知書 [略] さいたま市長 <u>印</u> [略]

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。